

市税条例等の主な改正内容について

1. 固定資産税関係（第1条）

(1) 固定資産税の特例措置に係る申告【附則第7条の3】

高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る固定資産税の減額措置の適用を受けようとする者の申告手続きについて定めるもの。

申告手続き

課税される年度の1月31日までに、申告書（住所・氏名等、家屋の所在・家屋番号等、建築年月日・登記年月日）に移転補償金を受けたことを証する書類を添付し市長に提出する。

施行期日：公布の日

《参考》減額措置の概要 地方税法附則第15条の8第4項（要約）

高規格堤防整備事業の区域内の家屋の所有者が区域外に仮移転し、事業終了後に元の土地に移転し再建築した家屋の固定資産税について、住宅の居住部分に係る税額を2/3、非居住部分に係る税額を1/3、新築後5年間減額する。（R元.4.1～R4.3.31までの特例措置）

2. 個人市民税・軽自動車税関係（第2条、第3条、第4条）

(1) 個人市民税に係る申告書の記載事項の簡素化【第36条の2】

年末調整を受けた給与所得者が市民税申告書を提出する場合、各種所得控除額が年末調整での適用額と同じ場合は、その内訳の記載を要せず当該適用額の記載とすることができることとするもの。

施行期日：令和2年1月1日

(2) 個人市民税の単身児童扶養者の非課税措置 【第24条】

子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当の受給者で、前年の合計所得金額が135万円以下である未婚のひとり親等（単身児童扶養者）に対し、個人市民税を非課税とする措置を講ずるもの。

施行期日：令和3年1月1日

(3) 個人市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書 【第36条の3の2】

単身児童扶養者が、個人市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書を、毎年最初の給与の支払いを受ける日の前日までに給与の支払者へ提出する際、単身児童扶養者に該当する旨の記載を追加するもの。

施行期日：令和2年1月1日

(4) 軽自動車税(種別割)のグリーン化特例 【附則第13条】

		軽減率	H31	R2. R3	R4. R5
電気自動車等		▲75%	○	○	○
乗用車	平成32年度燃費基準 +30%達成	▲50%	○	○	×
	〃 +10%達成	▲25%	○	○	×
貨物車	平成27年度燃費基準 +35%達成	▲50%	○	○	×
	〃 +15%達成	▲25%	○	○	×

2年延長

施行期日：令和元年10月1日

対象車種限定

施行期日：令和3年4月1日

(5)環境性能割の臨時的軽減 【附則第12条の2 第12条の6】

令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得された自家用の軽自動車の環境性能割を臨時的に1%軽減するもの。

区 分	税率		臨時的軽減
電気自動車	非課税	➔	非課税
平成32年度基準+10%達成	非課税		非課税
平成32年度基準達成	<u>1.0%</u>		<u>非課税</u>
平成27年度基準+10%達成	<u>2.0%</u>		<u>1.0%</u>

施行期日 : 令和元年10月1日

(6)環境性能割と種別割の賦課徴収の特例 【附則第12条の2の2、第13条の2】

環境性能割を徴収する府知事又は種別割を徴収する市長は、燃費性能等の偽りその他の不正の手段により納付すべき額に不足額があることを知った場合、不足額に10%を乗じた金額を加算する規定を定めるもの。

施行期日 : 令和元年10月1日

3. 法人市民税関係 (第5条)

(1)法人市民税の電子申告義務の宥恕措置 【第48条】

平成30年度の税制改正において、資本金が1億円を超える内国法人は、法人市民税の申告書等を電子的に提出することが義務付けられたが、電気通信回線の故障、災害その他の理由により、電子的に提出することが困難と認められる場合で、市長の承認を受けたときは、書面で申告書等を提出することができることとするもの。

施行期日 : 公布の日